

# しのぶ福祉会のパワハラ裁判を支援する会

ニュース第7号（1面） 2022年4月



5月31日  
10時~17時  
福島地裁

## 証人尋問へ!

3月14日の報告集会（写真）で、尾形忠明共同代表は、裁判での「傍聴者は無言の弁護士」、「署名は法廷外の傍聴者」になると話されました。ほぼ一日かけて行われる証人尋問で、裁判は大詰めを迎えます。さらに署名を広げ、傍聴席を満杯に致しましょう。「傍聴の問い合わせは県医労連まで」

### 裁判の今後の流れ

雪つさぎ法律事務所  
弁護士 西沢 桂子

今年5月に尋問手続きが行われることが決定しました。今回は尋問の手続きを見たことがないという方向けに、今後の流れについて説明します。

まず、尋問期日に先立ち、原告らも被告らも、尋問期日で話を聞くようとしている人の主張を

当日は、尋問をする

決まったそれぞれの人に対して、①その人の尋問を申請した側（主尋問）、②相手側（反対尋問）、③裁判所（補充尋問）の順で、質問をします。②と③の間に、主尋問した側が、反対尋問を踏まえて再度質問することもできます（再主尋問）。

もしかしたら、ドラマや映画で、代理人が相手方代理人の質問に対して勢いよく「異議あり！」と立ち上がった、べらべらと喋り始める場面を見た方もいらっしゃるかもしれませんが、実際は、あまり異議を述べることはありません。なぜかというと、放っておいても害がなかったり、むしろ原告側に有利な証言になりそうな場合だったり、異議の必要がない場面もあるからです。もし、実際の尋問のとき、我々代理人が大人しかったとしても、それはやる

気がないわけではないので、安心して聞いていただければと思います。

そして、尋問期日が終われば、その尋問を踏まえた「最終準備書面」を双方とも作成・提出し、判決期日を迎えることとなります。

尋問期日は5月31日。原告のお二人がパワハラによりうつ病を発症し、休職に追い込まれたのも3年前の5月です。原告のお二人が何の憂いもなく復職できるように、尋問も頑張りたいと思います。



↑ 県労連 HP

